

許可申請（更新を含む）に必要な法定様式以外の添付書類

様式第7号別紙（執行役員等は除く）、様式第12号及び様式第13号に記載した方全て（株主等は除く）について欠格要件に該当しないことが確認できる以下の（1）及び（2）の証明書（両方の証明書が必要です）
※申請書正本には証明書の原本を添付し、副本には写しを添付。

（1）後見等登記事項証明書（登記されていないことの証明書）【申請時3ヶ月以内】

各法務局・地方法務局（本局）戸籍課発行の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書

（2）身元（身分）証明書【申請時3ヶ月以内】

本籍地の市区町村役場発行の①及び②のことが記載された証明書

① 成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨（禁治産者、準禁治産者でない则表示されます。）

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないものに該当しない旨

ただし、外国人住民の方は、（2）の証明書に代え住民票（氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの。申請時3ヶ月以内。）を持参（原本提示）してください。

（1）及び（2）①の内容が示された証明書を提出できない方については、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。

許可申請（更新を含む）時に必要な持参書類

① [経營業務の管理責任者]と[専任技術者]に該当する方について、常勤性が確認できる書類

（1）健康保険被保険者証の写し（勤務先が特定できるものに限る）

（勤務先が特定できない健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証などは（2）へ）

（2）（1）で確認できない場合は、以下の（ア）～（オ）のいずれか

※ 以下の「国民健康保険被保険者証」は適宜「後期高齢者医療被保険者証」、「健康保険被保険者証」と読み替えてください。

（ア）国民健康保険被保険者証の写し および 雇用保険被保険者証の写し

および 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（被保険者区分が「1」のものに限る）

（イ）国民健康保険被保険者証の写し および 住民税特別徴収税額決定通知書

「特別徴収義務者用」の写し（個人番号（マイナンバー）が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。）

（ウ）国民健康保険被保険者証の写し および 厚生年金標準報酬額決定通知書の写し

（エ）国民健康保険被保険者証の写し および 法人税確定申告書「表紙+役員報酬手当等内訳書」の写し および 所得証明書（原本、市区町村発行のもの）

※確定申告書は、所得証明書に対応する事業年度分について全て必要です。

（オ）国民健康保険被保険者証の写し および 源泉徴収票の写しおよび

所得証明書（原本、市区町村発行のもの）

※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものが必要です。

※ 個人事業主本人については、上記（1）（2）は必要ありません。

ただし、[経營業務の管理責任者]、[専任技術者]が

個人事業主本人と異なる場合は、それらの方の常勤性が確認できる資料が必要となります。

② 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）の原本【申請時3ヶ月以内】

※ 個人事業主については、住民基本台帳ネットワークシステムにより確認いたします。

ただし、外国人住民の方は、住民票（氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの）、また 支配人登記をしている方は、登記事項証明書がそれぞれ必要です。

③ 営業所(主たる営業所を含む)の使用状況の確認できる書類（般・特新規申請、業種追加申請で営業所の新設を伴わない場合及び更新申請は不要）

（詳しくは、建設業許可申請の手引（申請手続編）17ページをご覧ください。）

営業所の写真（直近3か月以内に撮影した、以下のもの）【提出】

① 営業所の外観（建物の全景がわかるもの）

② 営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの

③ 営業所の内部（建設業で使う事務用品や電話などがあることがわかるもの）

④ 建設業法第40条に規定する標識の写真（許可がある場合のみ、掲示状況及び記載内容のわかるもの）

・写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載

・写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載（例：自己所有、賃貸借等）

④ 申請時において有効な申請書副本及び届出した書類

⑤ 健康保険等の加入状況が確認できる資料

雇用保険：申請時直前の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（控えの写し）

及び下記①～③のいずれかを【提出】

① 保険料の納入に係る「納付書・領収証書」の写し

② 「領収済通知書」の写し

③ 「納付済額証明書」（原本）

※労働保険事務組合に加入している場合は、「納入通知書」（写し）及び 領収書（写し）

健康保険、厚生年金保険：申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料に係る

「領収証書」の写し 又は 「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し

又は「納入証明書」（原本）

(愛知県知事許可業者用)